

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

			資料番号	10	担当課	消防防災安全課
法令名	高圧ガス保安法	根拠条項	5-1②	許認可等の内容	製造の許可 (冷凍施設)	
<p>○高圧ガス保安法 (昭和26年6月7日法律第204号) (製造の許可等)</p> <p>第5条 次の各号の一に該当する者は、事業所ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>二 冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備でその1日の冷凍能力が20トン (当該ガスが政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあつては、当該政令で定めるガスの種類ごとに20トンを超える政令で定める値) 以上のもの (第56条の7第2項の認定を受けた設備を除く。) を使用して高圧ガスの製造をしようとする者</p> <p>3 第1項第2号及び前項第2号の冷凍能力は、経済産業省令で定める基準に従つて算定するものとする。</p> <p>[参考] 冷凍保安規則第5条</p> <p>[参考条文1]</p> <p>○高圧ガス保安法 (昭和26年6月7日法律第204号) (許可の欠格事由)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、第5条第1項の許可を受けることができない。</p> <p>一 第38条第1項の規定により許可を取り消され、取消の日から2年を経過しない者</p> <p>二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者</p> <p>三 成年被後見人</p> <p>四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前3号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>[参考条文2]</p> <p>○高圧ガス保安法 (昭和26年6月7日法律第204号) (許可の基準)</p> <p>第8条 都道府県知事は、第5条第1項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、許可を与えなければならない。</p>						

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

			資料番号	10	担当課	消防防災安全課									
法令名	高圧ガス保安法	根拠条項	5-1②	許認可等の内容	製造の許可 (冷凍施設)										
<p>一 製造 (製造に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下この条、次条、第11条、第14条第1項、第20条第1項から第3項まで、第20条の2、第20条の3、第21条第1項、第27条の2第4項、第27条の3第1項、第27条の4第1項、第32条第10項、第35条第1項、第35条の2、第36条第1項、第38条第1項、第39条第1号及び第2号、第39条の6、第39条の11第1項、第39条の12第1項第4号、第60条第1項、第80条第2号及び第3号並びに第81条第2号において同じ。)のための施設の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。</p> <p>二 製造の方法が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。</p> <p>三 その他製造が公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>[参考条文3]</p> <p>○高圧ガス保安法施行令 (平成9年2月19日政令第20号) (政令で定めるガスの種類等)</p> <p>第4条 法第五条第一項第二号の政令で定めるガスの種類は、一の事業所において次の表の上欄に掲げるガスに係る高圧ガスの製造をしようとする場合における同欄に掲げるガスとし、同号及び同条第二項第二号の政令で定める値は、同欄に掲げるガスの種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ガスの種類</th> <th>法第五条第一項第二号の政令で定める値</th> <th>法第五条第二項第二号の政令で定める値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 二酸化炭素及びフルオロカーボン (不活性のものに限る。)</td> <td>五十トン</td> <td>二十トン</td> </tr> <tr> <td>二 フルオロカーボン (不活性のものを除く。)及びアンモニア</td> <td>五十トン</td> <td>五トン</td> </tr> </tbody> </table> <p>[参考条文4]</p> <p>(法第8条第一項 製造施設の位置等の技術上の基準)</p> <p>(1) 冷凍保安規則 (昭和41年5月25日通商産業省令第51号) 第6条~第8条</p> <p>(2) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示 (昭和50年8月1日通商産業省告示第291号)</p> <p>(3) 高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示 (平成30年11月14日経済産業省告示第220号)</p>							ガスの種類	法第五条第一項第二号の政令で定める値	法第五条第二項第二号の政令で定める値	一 二酸化炭素及びフルオロカーボン (不活性のものに限る。)	五十トン	二十トン	二 フルオロカーボン (不活性のものを除く。)及びアンモニア	五十トン	五トン
ガスの種類	法第五条第一項第二号の政令で定める値	法第五条第二項第二号の政令で定める値													
一 二酸化炭素及びフルオロカーボン (不活性のものに限る。)	五十トン	二十トン													
二 フルオロカーボン (不活性のものを除く。)及びアンモニア	五十トン	五トン													

(様式 5)

(変更)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

			資料番号	10	担当課	消防防災安全課
法令名	高圧ガス保安法	根拠条項	5-1②	許認可等の内容	製造の許可（冷凍施設）	
<p>(法第8条第二号 製造の方法の技術上の基準 (1) 冷凍保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第51号） 第6条、第9条 (2) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年8月1日通商産業省告示第291号）</p>						